

「すべてのこども・若者の幸せと未来を守る」との決意の下、取組を強化・加速

1. 「こどもまんなか」のバージョンアップ

- こどもまんなかアクションの加速等
- こども・若者視点の現場主義の強化
 - ・ 政府審議会等の委員にこども・若者を一定割合以上登用 等
- こども家庭庁におけるEBPMの強化 等

2. 地域の若者の将来設計の可能性の最大化

- 地域の若者のライフデザイン(将来設計)への支援
 - ・ 地域少子化交付金の拡充と要件の大幅な簡素化
 - ・ 民間企業と連携した地域の若者のライフデザイン支援を開始
 - ・ 若年世代を対象としたプレコンセプションケアの推進 等
- 地域で安心して妊娠・出産できる環境の整備
 - ・ 遠方で妊婦健診を受診する妊婦のための支援事業の創設
 - ・ 産後ケア施設の改修費等の支援 等
- 誰でも地域で無理なく子育てできる社会への転換
 - ・ 全国各地の放課後児童クラブの拡充・強化
 - ・ 新たなアプローチで放課後待機児童の解消を目指すモデル事業
 - ・ 入院中のこどもの家族の付添いの環境改善 等

このほか、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給、周知広報、円滑申請のためのサポート体制の構築

3. 未来を担うこどものための質の高い成育環境の提供

- 多様で質の高い保育の持続的な確保
 - ・ 保育士等の処遇の抜本的な改善
 - ・ 利用者の保育所等の選択に資する情報提供の充実
 - ・ 「はじめの100か月の育ちビジョン」の推進
 - ・ 保育の提供体制の確保、過疎地域における保育機能の確保・強化 等
- こどもの安心・安全の確保
 - ・ こども性暴力防止法関連システムの整備等
 - ・ こどもの居場所づくりへの支援の強化
 - ・ 保育所等の防災・減災対策の強化・加速 等

4. すべてのこどもの幸せを守り抜く

- いじめ・不登校対策等の強化
 - ・ こどもの悩みの受け止めの強化に向けた新たな取組
 - ・ 学校外からのアプローチでのいじめ解消
 - ・ 地域における新たな不登校対策 等
- ひとり親家庭への支援の強化
 - ・ 民間企業と協働したひとり親家庭の就業・定着の一体的支援の開始 等
- 困難に直面するこどもの幸せを守り抜く
 - ・ 地域におけるこどもホスピスへの支援を新たに開始
 - ・ ヤングケアラー支援の強化
 - ・ 児童虐待リスク情報の共有の迅速化、児童福祉施設等の整備促進
 - ・ 共働き里親等への支援 等

地域の若者のライフデザイン(将来設計)の可能性の最大化

結婚する前の若者のライフデザイン(将来設計)を支援

地域の創意工夫を活かした若者支援

若者の将来設計を応援する取組を交付金で支援
(例) 子育てに温かい地域社会の形成、安心感ある結婚支援
子育てしながら充実した仕事ができる雇用環境の整備
育児休業、家事・育児分担の促進 等

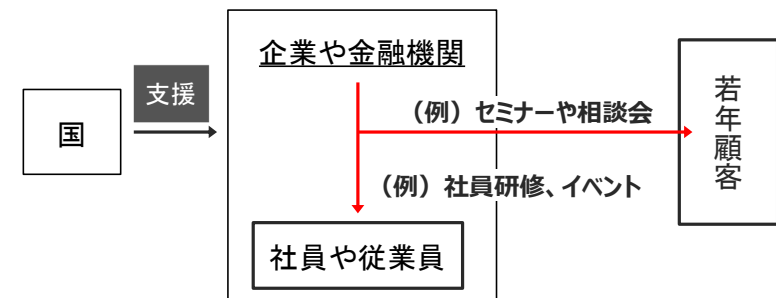


地域少子化対策交付金等で支援

地域の創意工夫を活かせるよう
制度を見直し(要件を大幅緩和)

民間企業等と連携した将来設計のサポート

新たに、民間企業等が行う社員や顧客向けの取組(例:セミナー、伴走型の相談支援など)を支援



若い世代を対象としたプレコンセプションケアの推進

若者が希望するライフデザイン(結婚・妊娠・出産等)の実現には、**性や妊娠・出産に関する正しい知識、健康管理(プレコンセプションケア)**が重要

- ・ 医療機関等での相談支援
- ・ 学生等向けの情報発信・普及啓発 等

さらに、今後、若者との対話の機会を拡充して、例えば、結婚に不安を感じている若者や、そもそも結婚に希望を抱いていない若者も含めて、幅広い若者と忌憚なく意見交換するとともに、データに基づく客観的な分析等を行っていく

保育士等の処遇の抜本的な改善

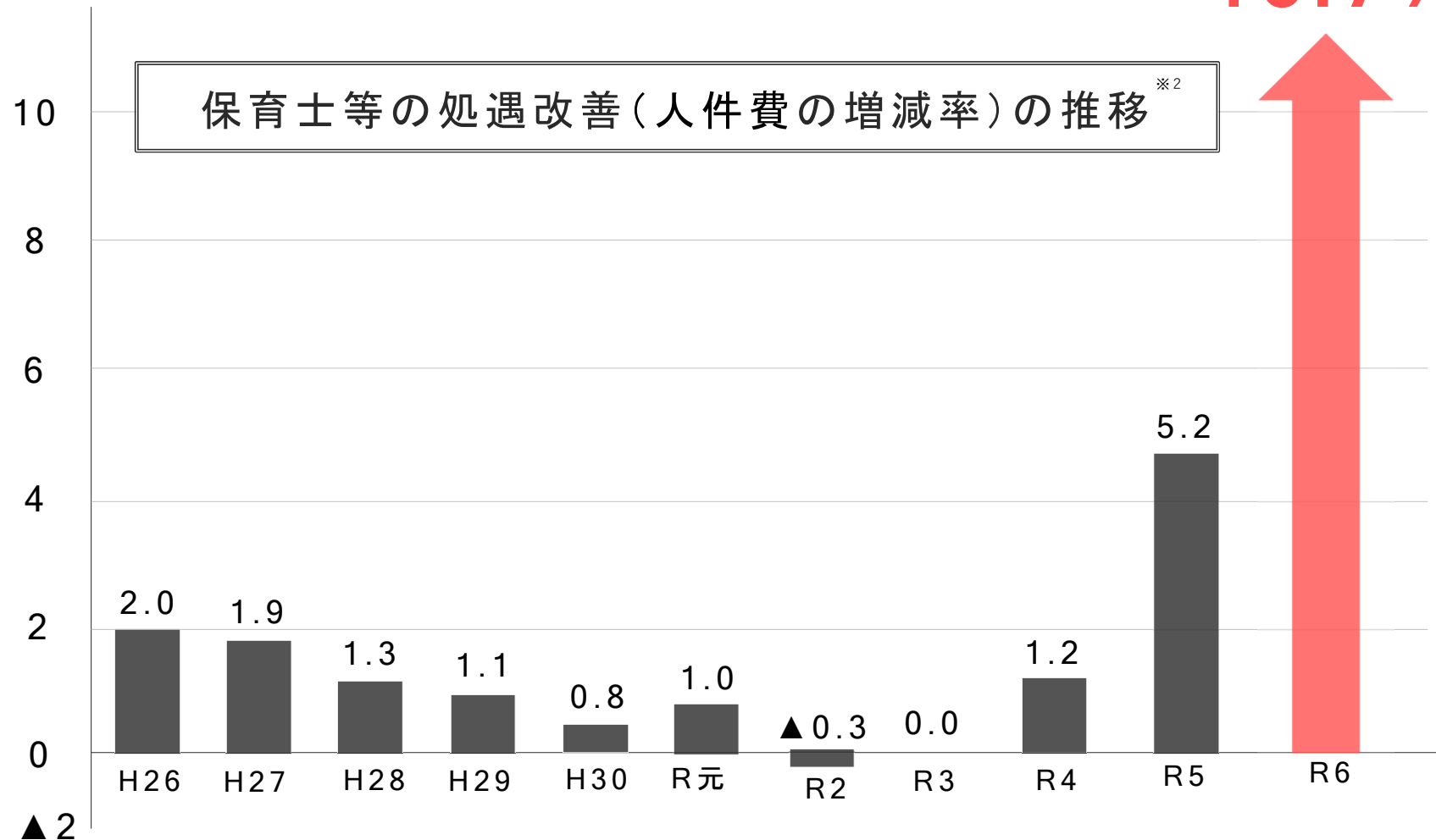
現状からの「大脱却」を図る

抜本的な保育士等の処遇改善

過去最大^{※1}

10.7%

人件費の引き上げ率
(%)



※1 現行の子ども子育て支援新制度(平成27年4月開始)において。

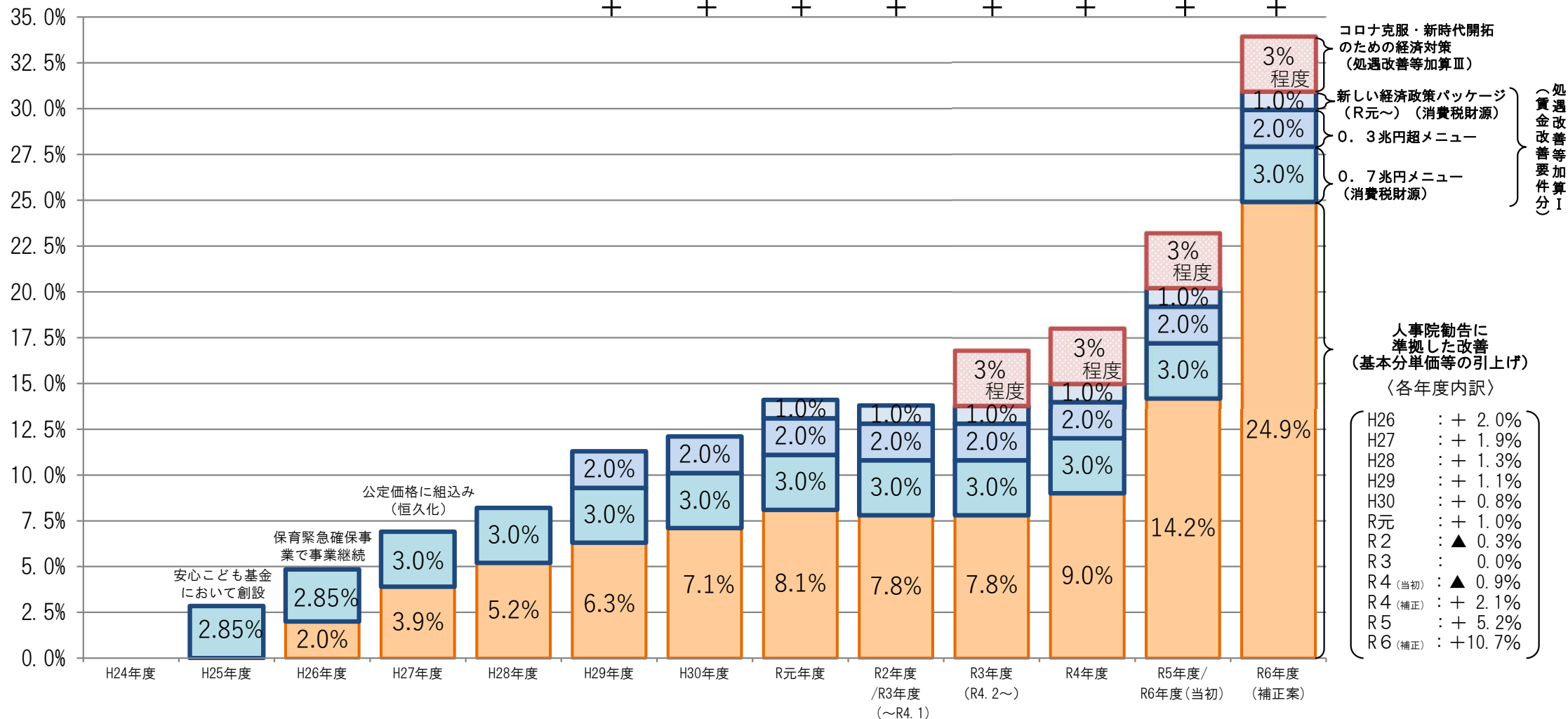
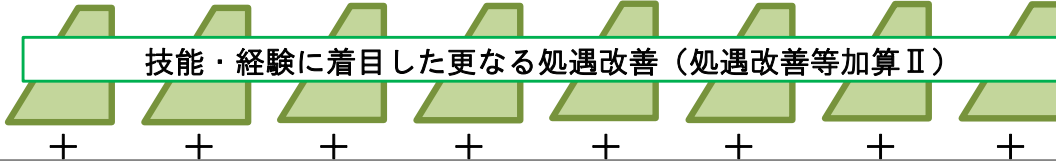
※2 引き上げ率は、各年度における人事院勧告を踏まえた保育士等の人件費の改定率である。

保育士等の処遇改善の推移

参考資料

+約3% (月額約0.9万円)	計 +約5% (月額約1.5万円)	計 +約7% (月額約2.1万円)	計 +約8% (月額約2.6万円)	計 +約11% +最大4万円 (月額約3.5万円 +最大4万円)	計 +約12% +最大4万円 (月額約3.8万円 +最大4万円)	計 +約14% +最大4万円 (月額約4.5万円 +最大4万円)	計 +約14% +最大4万円 (月額約4.4万円 +最大4万円)	計 +約17% +最大4万円 (月額約5.3万円 +最大4万円)	計 +約18% +最大4万円 (月額約5.7万円 +最大4万円)	計 +約23% +最大4万円 (月額約7.5万円 +最大4万円)	計 +約34% +最大4万円 (月額約11.3万円 +最大4万円)
--------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	---	---	---	---	---	---	--

(改善率)



※ 処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2～9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は公定価格により実施（恒久化）